

2025年度『合格講座講義録』に対する「出題の状況」の加筆につきまして

2025年1月30日

L E C行政書士講座をご受講いただきましてありがとうございます。

2025年度行政書士試験向け講座の使用教材としてご提供している『合格講座講義録』の**憲法・基礎法学、民法Ⅰ（総則・物権）、民法Ⅱ（債権・家族法）、行政法Ⅰ（総論・手続法）**は、2024年11月10日に実施された**2024年度本試験**よりも前に制作したものです。

そこで、**2024年度本試験**の「**出題の状況**」につきまして、下記のように加筆をお願いします。

GU25001 『2025 行政書士試験 合格講座講義録【憲法・基礎法学】』

(p. 61) 「1. 幸福追求権」

▼出題の状況

(※「24」の欄に○を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
○	○	○				○	○		○

(p. 70) **関連知識を CHECK!**、上から8行目

最高裁は、(i)「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益」を ⇒ **2024-4-4**

(p. 76) **関連知識を CHECK!** に【旧優生保護法違憲訴訟(最大判令6.7.3)】を追加します。

関連知識をCHECK!

【旧優生保護法違憲訴訟(最大判令6.7.3)】

優生保護法中のいわゆる優生規定が憲法13条に反しないかが争われた。最高裁は、(i)「憲法13条は、人格的生存に関わる重要な権利として、自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由を保障しているところ……、不妊手術は、生殖能力の喪失という重大な結果をもたらす身体への侵襲であるから、不妊手術を受けることを強制することは、上記自由に対する重大な制約に当たる。したがって、正当な理由に基づかず不妊手術を受けることを強制することは、同条に反し許されない」とし、(ii)「本件規定の立法目的は、専ら、優生上の見地、すなわち、不良な遺伝形質を淘汰し優良な遺伝形質を保存することによって集団としての国民全体の遺伝的素質を向上させるという見地から、特定の障害等を有する者が不良であるという評価を前提に、その者又はその者と一定の親族関係を有する者に不妊手術を受けさせることによって、同じ疾病や障害を有する子孫が出生することを防止することにあると解される。しかしながら、憲法13条は個人の尊厳と人格の尊重を宣言しているところ、**本件規定の立法目的は、特定の障害等を有する者が不良であり、そのような者の出生を防止する必要があるとする点において、立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても、正当とはいえないものであることが明らかであり、本件規定は、そのような立法目的の下で特定の個人に対して生殖能力の喪失という重大な犠牲を求める点において、個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反するものといわざるを得ない。**」とし、(iii)「本件規定により不妊手術を行うことに正当な理由があるとは認められず、**本件規定により不妊手術を受けることを強制することは、憲法13条に反し許されない**」とした。

(p. 77) 「2. 法の下での平等」

▼出題の状況

(※「24」の欄に○を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	○			○	○				○

(p. 87) **MEMO** (1つ目)、上から6行目の著しい不平等状態に至っていた」(違憲状態)としたうえで、② 都道府県を単位とすることは ⇒ 2024-6-1(p. 89) **コメント**、上から8行目を肯定した判断を変更するものではなく、② Aの相続の開始時(平成13年7月)から ⇒ 2024-41

(p. 95) 【夫婦別姓訴訟(最大判平 27. 12. 16)のポイント】(表)

13条 ⇒ 2024-3-4(p. 96) **関連知識をCHECK!** に【旧優生保護法違憲訴訟(最大判令 6. 7. 3)】を追加します。**関連知識をCHECK!****【旧優生保護法違憲訴訟(最大判令6. 7. 3)】**

優生保護法中のいわゆる優生規定が憲法14条に反しないかが争われた。最高裁は、「本件規定は、①特定の障害等を有する者、②配偶者が特定の障害等を有する者及び③本人又は配偶者の4親等以内の血族関係にある者が特定の障害等を有する者を不妊手術の対象者と定めているが、……本件規定により不妊手術を行うことに正当な理由があるとは認められないから(※76頁参照)、上記①から③までの者を本件規定により行われる不妊手術の対象者と定めてそれ以外の者と区別することは、合理的な根拠に基づかない差別的取扱いに当たるものといわざるを得ない。」とし、本件規定は憲法14条1項に違反するものであったとした。

(p. 119) 「4. 表現の自由」

▼出題の状況

(※「24」の欄に○を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
○	○			○	○	○	○	○	○

(p. 137) **コメント**、下から2行目教科書検定は「教科書の形態における研究成果の発表を制限するにすぎない」として ⇒ 2024-5-2

(p. 195) 「2. 教育を受ける権利」

▼出題の状況

(※「24」の欄に○を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
		○	○	○					○

(p. 196) **判旨**、上から6行目自由が保障されるべきことを肯定できないではない。しかし、普通教育においては、⇒ 2024-5-5(p. 196) **判旨**、上から11行目(2) 憲法26条の背後には、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として ⇒ 2024-5-4(p. 197) **コメント**、上から1行目最高裁は、国家が教育の決定権を有するとする国家教育権説も、親や教師を中心 ⇒ 2024-5-3(p. 198) **判旨**、下から5行目憲法26条2項後段の「義務教育は、これを無償とする。」という意義は、国が義務 ⇒ 2024-5-1

(p. 208) 「3. 法の支配」

▼出題の状況

(※「24」の欄に○を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
									○

(p. 208) 「3. 法の支配」、本文、上から1行目

法の支配とは、人による支配（君主による恣意的な支配）ではなく、国家権力を ⇒ 2024-1-イ(p. 208) **関連知識をCHECK!**、上から1行目法の支配に類似する概念に「法治主義」がある。(形式的)法治主義は、国家の存在を ⇒ 2024-1-ア

(p. 213) 「2. 国会の構成」

▼出題の状況

(※「24」の欄に○を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	○			○					○

(p. 214) 下から10行目

する制度となっている。参議院(比例代表選出)議員の選挙についていわゆる特定枠 ⇒ 2024-6-5

(p. 214) 下から5行目

* 2 「小選挙区制の下においては死票を多く生む可能性があることは否定し難いが、死票 ⇒ 2024-6-2

(p. 219) 「3. 国会議員の地位」

▼出題の状況

(※「24」の欄に○を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	○			○					○

(p. 220) 【国会議員の特権】(表)

歳費受領権 (49条) ⇒ 2024-7-1不逮捕特権 (50条) ⇒ 2024-7-2免責特権 (51条) ⇒ 2024-7-3

(p. 222) 「4. 国会の活動」

▼出題の状況

(※「24」の欄に○を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	○						○		○

(p. 224) 「2 緊急集会」、本文、上から3行目

その間に、国会の議決を必要とする緊急事態が生じた場合に、参議院に国会の ⇒ 2024-7-4

(p. 244) 「1. 司法権」

▼出題の状況

(※「24」の欄に○を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
○	○	○		○	○	○	○		○

(p. 249) **MEMO** (2つ目)、上から1行目両議院の自主性を最大限に尊重することが憲法上要求されていると見るべき ⇒ 2024-7-5

(p. 269) 【法令違憲】の表に「⑬ 旧優生保護法違憲訴訟(最大判令6.7.3)」を追加します。

【法令違憲】

① 尊属殺事件(最大判昭48.4.4)	⑨ 非嫡出子法定相続分違憲決定(最大決平25.9.4)
② 薬事法距離制限事件(最大判昭50.4.30)	⑩ 再婚禁止期間違憲訴訟(最大判平27.12.16)
③ 衆議院議員定数不均衡訴訟(最大判昭51.4.14)	⑪ 在外日本人最高裁判官国民審査権制限訴訟(最大判令45.2.5)
④ 衆議院議員定数不均衡訴訟(最大判昭50.7.17)	⑫ 性同一性障害特例法3条1項4号違憲決定(最大決令5.10.25)
⑤ 森林法事件(最大判昭52.4.22)	⑬ 旧優生保護法違憲訴訟(最大判令6.7.3)
⑥ 郵便法免責規定違憲判決(最大判平14.9.11)	
⑦ 在外日本人選挙権制限訴訟(最大判平17.9.14)	
⑧ 国籍法3条1項違憲判決(最大判平20.6.4)	

(p. 308) 「6. 紛争解決のシステム」

▼出題の状況

(※「24」の欄に○を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
○				○	○				○

(p. 311) 「(a) 訴えの提起」、本文、上から2行目

訴えの提起により開始される。刑事訴訟も、検察官による公訴の提起によって ⇒ 2024-2-2(p. 311) **MEMO** (2つ目)、上から1行目(i) 刑事訴訟の場合、公訴の提起は、起訴状を提出してこれをしなければなら ⇒ 2024-2-5

(p. 321) 「8. 英米法系と大陸法系」

▼出題の状況

(※「24」の欄に○を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
			○						○

(p. 321) 「8. 英米法系と大陸法系」、本文、下から3行目

早くから中央集権化が進んでいたもので、法分野においてもコモン・ローと呼ばれる ⇒ 2024-1-オ(p. 322) 【英米法系と大陸法系の比較】(表) ⇒ 2024-1-エ

GU25002 『2025 行政書士試験 合格講座講義録【民法I 総則・物権】』

(p. 9) 「3. 行為能力」

▼出題の状況

(※「24」の欄に○を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
○			○		○	○			○

(p. 10) **MEMO** (2つ目)、上から2行目なかったこととする一方的な意思表示をいう(121条)。未成年者は ⇒ 2024-28-4

(p. 23) 「6. 失踪宣告」

▼出題の状況

(※「24」の欄に○を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
						○			○

(p. 24) 【普通失踪と特別失踪】(表)

普通失踪 ⇒ 2024-27-1(p. 24) **MEMO**、上から1行目失踪宣告は、失踪者の権利能力まで消滅させるものではない。失踪者が ⇒ 2024-27-2

(p. 24) 「(1) 失踪宣告の取消しの要件」、本文、上から 1 行目

失踪者が生存すること、または宣告によって死亡したとみなされた時期と ⇒ 2024-27-3

(p. 25) 「(a) 善意でした行為の効力」、本文、上から 2 行目

効力に影響を及ぼさないものとされている (32 条 1 項後段)。ここでいう ⇒ 2024-27-5

(p. 26) 「(b) 直接取得者の現存利益返還」、本文、上から 2 行目

(32 条 2 項本文)、現に利益を受けている限度においてのみ、財産の返還 ⇒ 2024-27-4

(p. 65) 「5. 無権代理 (狭義)」

▼出題の状況

(※「24」の欄に ○ を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	○		○	○			○		○

(p. 69) 【無権代理人が責任を負わない場合】(表)

⑤ 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって ⇒ 2024-32-4

(p. 81) 「2. 取消し」

▼出題の状況

(※「24」の欄に ○ を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
									○

(p. 84) 【法定追認事由】(表)

② 履行の請求 ⇒ 2024-28-5

(p. 85) 「3. 無効・取消し後の法律関係」

▼出題の状況

(※「24」の欄に ○ を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
									○

(p. 85) 「3. 無効・取消し後の法律関係」、本文、上から 1 行目

無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に ⇒ 2024-28-2

(p. 85) (表)

無償行為に基づき善意で給付を受けた者 ⇒ 2024-28-1

(p. 117) 「2. 不動産物権変動と 177 条」

▼出題の状況

(※「24」の欄に ○ を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
					○	○		○	○

(p. 130) 「(a) 共同相続と登記」、本文、下から 3 行目

よって、共同相続人 B は、他の共同相続人 C が単独所有権移転登記を経て、⇒ 2024-29-1

(p. 132) 「ロ 遺産分割後の第三者との関係」、本文、上から 1 行目

相続財産中の甲土地につき、遺産分割により法定相続分と異なる権利を ⇒ 2024-29-2・5

(p. 132) 「(c) 相続放棄と登記」、本文、下から 4 行目

これを制限する規定もない。判例は、相続放棄の「効力は絶対的で、何人に ⇒ 2024-29-4

(p. 133) 「(d) 遺贈と登記」、本文、上から 5 行目

第 1 項は適用されず、従来どおり 177 条が適用される。判例によると、遺贈に ⇒ 2024-29-3

(p. 135) 「3. 動産物権変動」

▼出題の状況

(※「24」の欄に ○ を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
○				○	○		○		○

(p. 138) 本文、上から 2 行目

自体は有効でなければならない。例えば、制限行為能力者や無権代理人に ⇒ 2024-32-3

(p. 178) 「3. 先取特権」

▼出題の状況

(※「24」の欄に ○ を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	○	○			○				○

(p. 179) 【先取特権の種類】(表)

動産先取特権 ⇒ 2024-45

(p. 179) 「(1) 優先弁済的効力」、本文、上から 1 行目

先取特権者は、民法その他の法律の規定に従い、その債務者の財産について、⇒ 2024-45

(p. 188) 「5. 抵当権」

▼出題の状況

(※「24」の欄に ○ を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(p. 192) **関連知識を CHECK !**、上から 5 行目

もっとも、抵当不動産が転貸された場合の転貸料債権は、抵当不動産の ⇒ 2024-30-5

(p. 192) **関連知識を CHECK !**、下から 7 行目

点にあると解される。」として、②「民法 304 条 1 項の趣旨目的に照らすと、⇒ 2024-30-3

(p. 194) 本文、上から 9 行目

ことを理由に、(i) 賃借人の「占有権原の設定に抵当権の実行としての競売 ⇒ 2024-30-1

(p. 194) 本文、上から 14 行目

妨害排除請求を正面から認め、さらに、(ii)「**抵当不動産の所有者において** ⇒ 2024-30-4

(p. 202) 「(b) **抵当建物使用者の引渡しの猶予**」、本文、上から 1 行目

① **抵当権者に対抗できない賃貸借によって抵当建物を使用・収益** ⇒ 2024-30-2

GU25003 『2025 行政書士試験 合格講座講義録【民法Ⅱ 債権・家族法】』

(p. 241) 「3. **責任財産の保全**」

▼出題の状況

(※「24」の欄に ○ を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	○					○	○		○

(p. 247) 「(4) **債権者代位権の転用**」、本文、下から 3 行目

事例 81 では、Cは、CのBに対する移転登記請求権を保全するため、Bの ⇒ 2024-46

(p. 277) 「5. **保証債務**」

▼出題の状況

(※「24」の欄に ○ を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
									○

(p. 278) **MEMO** (1つ目)、上から 3 行目

2項。なお、450条1項2項の規定は、債権者が保証人を指名した場合には、適用 ⇒ 2024-31-1・2

(p. 279) 【**保証債務の法的性質**】(表)

独立債務性 ⇒ 2024-31-5

(p. 279) 「(1) **保証債務の範囲**」、本文、上から 2 行目

付従性によって決定される。保証債務は、主たる債務(元本)のほか、主たる ⇒ 2024-31-4

(p. 281) 「(a) **主たる債務者に生じた事由の効力**」、本文、上から 4 行目

例えば、主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の完成 ⇒ 2024-31-3

(p. 362) 「2. **売買**」

▼出題の状況

(※「24」の欄に ○ を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
						○			○

(p. 367) 「(4) **他人の権利の売買における売主の責任**」、本文、上から 1 行目

他人の権利を契約の目的とする売買契約は、有効である(最判昭 25. 10. 26)。⇒ 2024-32-1

(p. 368) **関連知識を CHECK !**、上から 4 行目

いわれはない。したがって、信義則に反する特別の事情がない限り、当該相続人は ⇒ 2024-32-2

(p. 421) 「9. 組合」

▼出題の状況

(※「24」の欄に ○ を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
		○	○						○

(p. 422) 「(b) 業務執行者が指定されている場合」、本文、上から 1 行目

組合の業務の決定・執行は、組合契約の定めるところにより、1人 ⇒ 2024-33-1・2

(p. 422) **MEMO**、上から 4 行目

正当な事由がなければ、辞任することができない(672条1項)。業務執行組合員は、⇒ 2024-33-5

(p. 423) 「3 組合の財産関係」、本文、上から 5 行目

1項2項)、清算前に組合財産の分割請求が禁止されているので(676条3項)、⇒ 2024-33-3

(p. 425) 「(2) 組合員の脱退」、本文、上から 8 行目

組合の存続期間を定めた場合であっても、各組合員は、やむを得ない ⇒ 2024-33-4

(p. 441) 「3. 不法行為(一般的不法行為)」

▼出題の状況

(※「24」の欄に ○ を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
○		○				○	○	○	○

(p. 446) **MEMO** (2つ目)、上から 3 行目

請求権については、既に生まれたものとみなされる(721条)。(ii) 法人も財産的損害に ⇒ 2024-34-2

(p. 446) **MEMO** (3つ目)、上から 1 行目

(i) 「被害者の父母、配偶者及び子」(711条)でなくても、被害者との間に ⇒ 2024-34-1

(p. 502) 「3. 相続の効力」

▼出題の状況

(※「24」の欄に ○ を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
						○	○		○

(p. 504) **MEMO**、上から 1 行目

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の ⇒ 2024-35-5

(p. 510) 「(1) 遺産分割の対象となる財産」、本文、上から 2 行目

例えば、遺産分割前に遺産に属する財産が共同相続人の1人により処分 ⇒ 2024-35-3

(p. 510) 「(2) 遺産分割の手続」、本文、上から 3 行目

いつでも、その協議で、遺産の全部または一部の分割をすることができる ⇒ 2024-35-4

(p. 510) **MEMO**、上から2行目

合意により解除することができるが(最判平2.9.27)、(ii)相続人の1人が ⇒ 2024-35-1

(p. 511) 「(5) 遺産分割の効力」、本文、上から8行目

相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、

⇒ 2024-29-2・5、2024-35-2

(p. 512) 「4. 相続の承認・放棄」

▼出題の状況

(※「24」の欄に○を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
									○

(p. 513) 「5 相続放棄」、本文、上から6行目

相続放棄の効力は絶対的であり、何人に対しても、登記等なくして ⇒ 2024-29-4

(p. 515) 「6. 遺言」

▼出題の状況

(※「24」の欄に○を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
		○						○	○

(p. 518) **MEMO** (2つ目)、上から1行目

(i) 秘密証書遺言の方式(970条)を欠いた場合であっても、968条所定の ⇒ 2024-28-3

GU25004 『2025 行政書士試験 合格講座講義録【行政法Ⅰ 総論・手続法】』

(p. 8) 「3. 行政法の一般原則」

▼出題の状況

(※「24」の欄に○を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	○		○			○		○	○

(p. 9) 【行政法における信頼保護に関する判例】(表)

租税法における信義則 ⇒ 2024-10-3

権限行使を困難にした行政からの消滅時効の主張 ⇒ 2024-10-5

(p. 38) 「2. 法規命令」

▼出題の状況

(※「24」の欄に○を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
○				○		○			○

(p. 38) 【制定機関の違いによる分類】(表)

① 内閣の制定する「政令」(憲法73条6号) ⇒ 2024-9-2

(p. 44) 【委任命令の合法性に関するその他の判例】(表)

医薬品ネット販売事件(最判平 25. 1. 11) ⇒ 2024-9-3

(p. 46) 「3. 行政規則(行政命令・行政規程)」

▼出題の状況

(※「24」の欄に○を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
○		○				○			○

(p. 48) **MEMO**、下から5行目

埋葬の受忍義務を課したりするものとはいえない。」などとしたうえで、②「現行法上行政訴訟 ⇒ 2024-9-4

(p. 53) 「3. 行政行為の効力」

▼出題の状況

(※「24」の欄に○を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	○	○	○		○				○

(p. 55) **関連知識をCHECK!**、下から9行目

・上記昭和36年の判例法理について、「当該行政処分が金銭を納付させること ⇒ 2024-8-2

(p. 59) 「4. 行為裁量」

▼出題の状況

(※「24」の欄に○を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	○	○		○		○		○	○

(p. 63) **判旨**、上から1行目

個室付浴場業の開業を阻止することを主たる目的としてなされた知事の ⇒ 2024-10-1

(p. 64) **判旨**、上から1行目

(1) 高等専門学校校長が学生に対し原級留置処分又は退学処分を行うかどうかの ⇒ 2024-25-ア

(p. 65) **判旨**、上から4行目

ことを基本的に制限されていることからすれば、学校施設の目的外使用を許可 ⇒ 2024-25-ウ

(p. 67) 「5. 行政行為の瑕疵」

▼出題の状況

(※「24」の欄に○を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	○	○	○		○	○		○	○

(p. 67) **MEMO**、上から4行目

するまでもない。これに対し、取消訴訟の出訴期間を徒過してしまうと、別の訴訟手続(無効 ⇒ 2024-8-3

(p. 69) **判旨**、上から1行目

一般に、課税処分が課税庁と被課税者との間にのみ存するもので、処分の ⇒ 2024-8-5

(p. 73) **判旨**、下から4行目

以上の事情を考慮すると、安全認定が行われた上で建築確認がされている場合、⇒ 2024-8-4

(p. 77) 「6. 行政行為の取消しと撤回」

▼出題の状況

(※「24」の欄に○を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	○	○	○		○			○	○

(p. 77) 「(1) 意義」(表)

職権取消し ⇒ 2024-8-1

(p. 119) 「3. 行政計画」

▼出題の状況

(※「24」の欄に○を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
			○	○		○			○

(p. 122) **判旨**、上から3行目

地方公共団体のような行政主体が一定内容の将来にわたって継続すべき施策を ⇒ 2024-10-4

(p. 126) 「2. 行政手続法総説」

▼出題の状況

(※「24」の欄に○を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
○	○	○		○	○		○	○	○

(p. 128) 本文、下から3行目

に対して行政庁が諾否の応答をする処分をいう。これに対し、不利益処分とは、⇒ 2024-11-1

(p. 129) 「3. 申請に対する処分に関する手続」

▼出題の状況

(※「24」の欄に○を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(p. 130) 「(1) 審査基準の設定等」、本文、下から3行目

審査基準が公にされていなければ、審査基準自体が適切か、行政庁が審査基準を

⇒ 2024-13-1・3・4

(p. 139) 「4. 不利益処分に関する手続」

▼出題の状況

(※「24」の欄に○を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(p. 139) 「1 基本構造」、本文、上から1行目

不利益処分とは、行政庁が法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、⇒ 2024-11-1

(p. 141) 本文、上から4行目

処分基準の設定・公開（公にしておくこと）は、審査基準の場合（5条）と異なり、

⇒ 2024-11-4 2024-13-2・5

(p. 141) **MEMO**、上から5行目

を設定する必要はない。(ii) 行政手続法12条1項に基づいて定められ公にされている処分基準 ⇒ 2024-9-5

(p. 147) **関連知識をCHECK!** (表)

② 法令上必要とされる資格がなかったことまたは失われるに至ったことが ⇒ 2024-11-5

(p. 158) 「5. 行政指導に関する手続」

▼出題の状況

(※「24」の欄に○を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
○	○		○	○	○	○		○	○

(p. 164) 「(4) 行政指導の形式」、本文、上から3行目

行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする ⇒ 2024-12-ア

(p. 166) 「(a) 行政指導の中止等の求めの対象」、本文、上から1行目

法令違反行為の是正を求める行政指導 (※ その根拠となる規定が法律に ⇒ 2024-12-ウ

(p. 172) 「8. 命令等を定める手続」

▼出題の状況

(※「24」の欄に○を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
○	○		○	○	○	○			○

(p. 172) **ここを理解!**、上から1行目

「命令等」とは、内閣または行政機関が定める、① 法律に基づく命令または規則、②

⇒ 2024-9-1 2024-12-エ

(p. 178) 「9. 適用除外」

▼出題の状況

(※「24」の欄に○を付けてください。)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
○			○	○		○		○	○

(p. 178) 【一定の行政分野における処分・行政指導の適用除外（3条1項各号）】(表)

II 刑事手続の一環として処理されるもの（5号～6号） ⇒ 2024-11-2

(p. 179) 「3 条例等に基づく処分等の適用除外」(表) ⇒ 2024-11-3 2024-12-イ

行政法Ⅱ（救済法・地方自治法）、**商法・会社法、一般知識・諸法令**は、テキスト本体に**2024年度本試験**の「**出題の状況**」も掲載する予定です。